

ご遺族からの意見聴き取りについて（概要）

《目的》

第1回委員会にて決定されたとおり、委員会で進める検証をできる限り亡くなられた方・未だ行方不明の方とそこご遺族・保護者に寄り添ったものとするため、第2回委員会において、委員会の検証に対するご要望、現在のお気持ちなどに関する意見の陳述（別途、個別に面談した場合はその報告）をいただき、委員・調査委員はじめ関係者で共有する。

《対象》

児童ご遺族・保護者、教職員ご遺族のうち、委員会の指名した方

※今回は、ご遺族・保護者を以下の4つのお立場に分けて依頼した。

- ①これまで独自に検証を進められてこられた児童ご遺族
- ②未だ行方不明となっている児童の保護者
- ③それ以外の児童ご遺族
- ④教職員ご遺族

《方法》

次の2種類の方法から、ご希望の方法を選択していただいた。

（1）第2回委員会席上における意見陳述

- ・ 委員会は原則公開としているが、陳述者が希望する場合は非公開とする。

（2）委員等による個別面談

- ・ 委員数名・事務局が面談して意見聴取し、結果を第2回委員会にて報告する。
- ・ 陳述者が希望する場合は、その意見内容等を非公開とする。

いずれの場合も、公正中立の観点から、下記のとおり時間・人数についての目安を設けた。

- ・ 意見聴取の時間：おおむね40分間（陳述30分間、質疑応答10分間）
- ・ 人数：各お立場ごとに1～数名程度

また、補足説明用（もしくは上記の方法に代わる方法）として、ご意見をとりまとめた文書を提出することも可能とした。

《結果》

上記①の方は第2回委員会席上での意見陳述を希望され、②～④の方は個別面談を希望された。

※委員会としては、今回に限らず、今後ともさまざまな方法で継続的にご遺族・保護者の意見を伺う予定。